

第5章 地域別構想

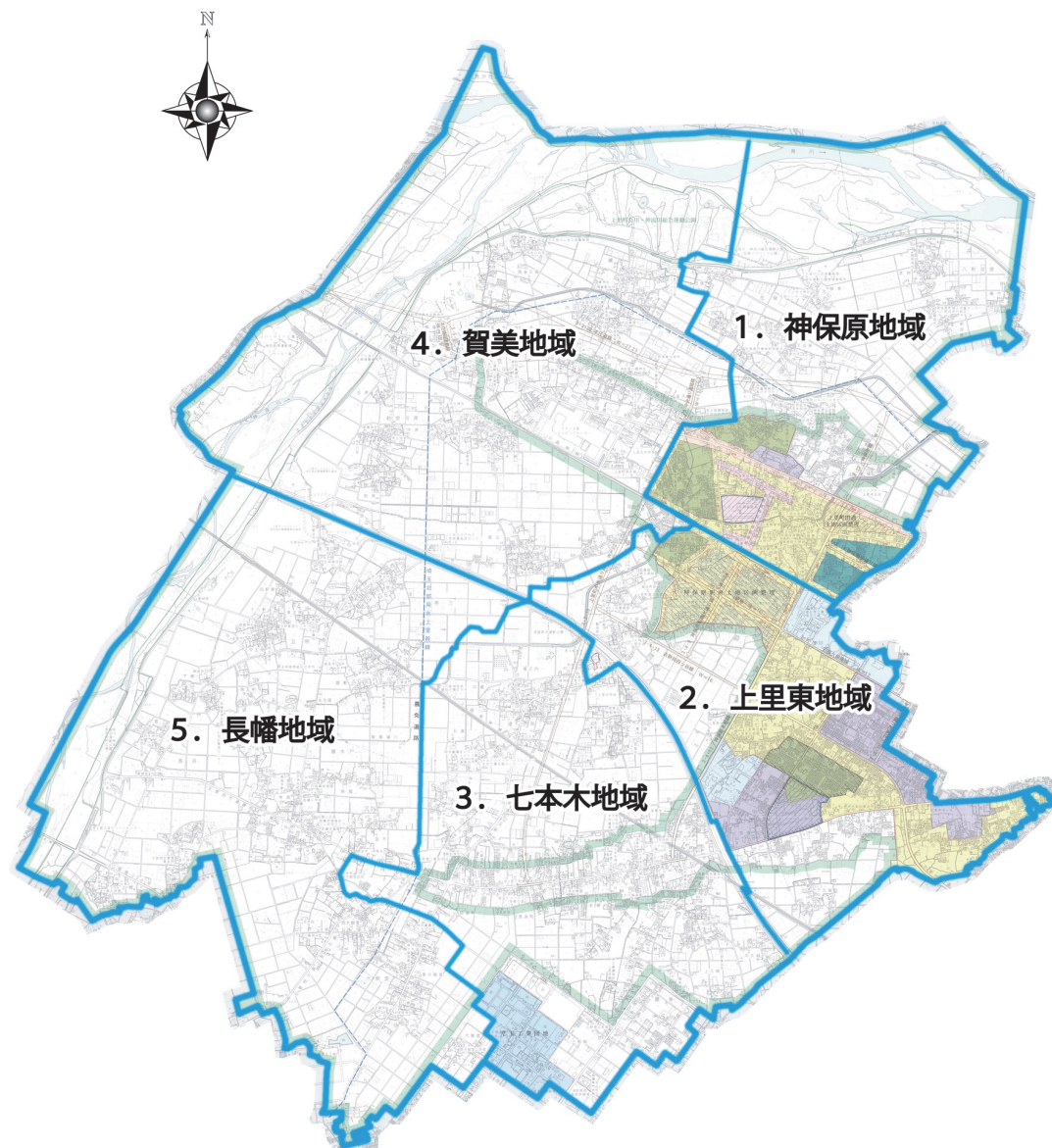


1. 神保原地域
2. 上里東地域
3. 七本木地域
4. 賀美地域
5. 長幡地域

地域区分の設定

地域区分は、地域別構想の基本単位であり、小学校区、行政区などの生活圏を基本として、地形的特徴、土地利用・市街地の状況、分断要素（道路、鉄道、河川・水路等）、町丁目などを総合的に勘案し、一体的な地域づくりを進めることが望ましい地域単位として設定します。

本計画では、下図に示す5地域に区分することとし、地域毎に「地域の概況」、「地域の特性及び課題」を整理した上で、「地域づくりの目標」及びその実現に向けた「地域づくりの方針」を明らかにします。

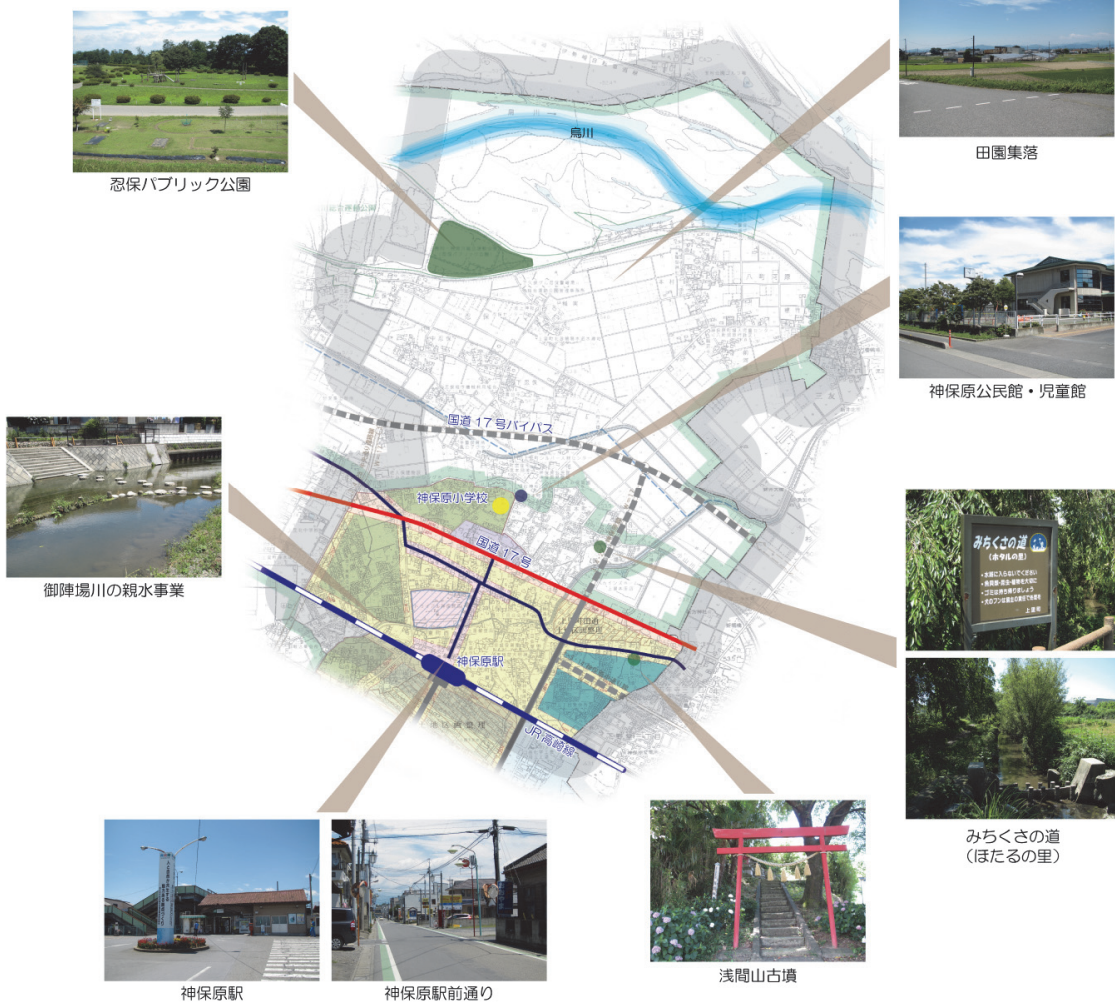


1. 神保原地域

(1) 地域の概要

本地域は、町の北東部に位置し、南部には市街地が形成され、北部には農地・集落地が広がっており、烏川・利根川と隣接して自然豊かな環境が形成されています。

国道17号が東西方向に貫通するとともに、南部には町の玄関口となるJR高崎線の神保原駅が立地しており、町の中心市街地として古くからの市街地が形成されています。



図表 20 神保原地域概況図

(2) 地域の特性及び課題

① 土地利用に関する特性及び課題

- ・駅前通り（県道神保原停車場線）及び旧中山道（県道勅使河原本庄線）沿道は近隣商業地域に指定されていますが、商業系施設の立地が少ないことから、町の中心市街地に相応しい賑わいある市街地の再生が必要です。
- ・国道 17 号沿道には飲食店等の商業施設が立地しており、用途地域外には大規模な商業施設の立地もみられます。
- ・北部の農地・集落地が広がるエリアについては、国道 17 号バイパス（本庄道路）の整備が計画されており、農業環境との調和に配慮した沿道の土地利用方針を検討する必要があります。
- ・用途地域外で農業振興地域の指定がない地区については、相対的に開発しやすく、無秩序・無計画な宅地開発が進む可能性があることから、周辺の農業環境との調和に配慮した秩序ある土地利用誘導が必要です。

② 都市施設整備に関する特性及び課題

- ・神保原駅は、古くから使われている駅舎が現在も受け継がれており、駅南側へのアクセスが不便であることから、町の玄関口として利便性の高い魅力ある駅舎への再整備が求められます。
- ・国道 17 号や町の東西方向から神保原駅に直接連絡する道路が整備されていないことから、駅へのアクセス性の向上が必要です。
- ・地域内の生活道路は、狭隘区間や不整形道路がみられるとともに、歩道が確保されていない区間も多く、交通安全上危険な要因となっています。

③ その他都市環境等に関する特性及び課題

- ・南部の市街地では、古くからの市街地形態が残されており、狭隘道路や不整形道路により災害復旧活動時に支障をきたす恐れがあります。
- ・北部の集落地については、周辺の農地や烏川・利根川の水辺景観等と調和した、良好な田園集落としての景観保全が必要です。

(3) 地域づくりの目標

本地域の特性及び課題を踏まえ、地域づくりの目標を以下の通りに掲げます。

- まちの中心地としての賑わいの創出
- ゆとりある住宅地の形成
- 歴史資源を活用した個性あるまちづくり

(4) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

ア) 商業型複合住宅地

【商業地】

- ・神保原駅北口周辺については、駅前通り（県道神保原停車場線）及び旧中山道（県道勅使河原本庄線）沿道への商業施設等の立地を促進するとともに、低・未利用地等の有効活用を検討し、本町の中心市街地に相応しい利便性の高い市街地の形成を誘導します。

【複合住宅地】

- ・駅前通り（県道神保原停車場線）及び旧中山道（県道勅使河原本庄線）の周辺に広がる住宅地については、市街地環境の改善に努めるとともに、低利用地・未利用地や農地の利用促進等により、住宅と商業施設等が近接する利便性の高い住宅地の形成を誘導します。

イ) 沿道型複合住宅地

- ・国道17号沿道については、沿道型商業・サービス施設等の立地を誘導し、周辺の居住環境との調和に配慮した利便性の高い沿道型複合住宅地の形成を誘導します。

ウ) 環境形成型住宅地

【中密度住宅地】

- ・西部の住宅地については、低層または中層の住宅を中心とする住宅地の形成を誘導します。

【複合住宅地】

- ・神保原堤線沿道の住宅地については、低層または中層の住宅と商業施設等が近接する利便性の高い住宅地の形成を誘導します。

【工業複合住宅地】

- ・国道17号沿道の準工業地域については、周辺住宅地との調和した工業複合住宅地の形成を誘導します。

エ) 優良低層系住宅地

【低密度住宅地】

- ・田通土地区画整理事業区域及びその周辺の地区については、低層住宅を中心とする住宅地の形成を誘導します。

【複合住宅地】

- ・都市計画道路3・4・22 神保原線及び都市計画道路3・5・14 神保原中通り線の沿道、旧中山道（県道勅使河原本庄線）周辺の住宅地については、低層または中層の住宅と商業施設等が近接する利便性の高い住宅地の形成を誘導します。

オ) 田園集落地域

【集落地域】

- ・北部に点在する集落地については、生活道路の整備や生活排水の適切な污水处理を推進し、居住環境の向上に努めます。

【農用地】

- ・北部に広がる農用地については、都市的土地利用との調和に配慮しながら、まとまりのある優良農地として保全に努めます。

力) 土地利用検討地域

- ・国道 17 号バイパス（本庄道路）の北側に位置する、下水道の終末処理場の跡地については、道路整備に合わせて、町有地の有効利用を検討します。

キ) 河川敷

- ・北部を流れる烏川及びその河川敷については、地域の貴重な水辺空間として、保全・活用を図ります。

② 都市施設の整備方針

ア) 道路・交通体系

- ・国道 17 号バイパス（本庄道路）については、早期整備を関係機関に要望します。
- ・国道 17 号バイパス（本庄道路）から中心拠点までのアクセス性を高めるため、町道整備を検討します。
- ・一般県道神保原停車場線については、国道 17 号から神保原駅へのアクセス性の向上を図るため、国道 17 号までの整備・改良を関係機関に要望します。
- ・神保原駅の東側からのアクセス性向上を図るとともに、道路の多重性の確保を図るための路線として、神保原駅北東通り線を計画に位置付けます。また、西側から神保原駅へのアクセス性向上について検討します。
- ・3・4・22 神保原線や 3・5・14 神保原中通り線など、都市計画道路については、幹線道路網の形成に向けて、引き続き整備を進めます。
- ・南部の市街地内の生活道路については、歩行者等の安全性を高めるため、地域住民の協力による狭隘区間の解消や歩道の設置、宅地開発等による不整形区間の解消に努めます。
- ・集落地内の狭隘道路については、歩行者等の安全性を高めるため、拡幅整備に努めます。
- ・歩行空間の整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入に努めます。
- ・神保原駅については、駅舎の再整備を関係機関と調整を図りつつ検討します。
- ・神保原駅北口駅前広場については、利用者の利便性の向上に向けて整備を進めます。

イ) 公園・緑地

- ・上里町烏川・神流川総合運動公園内にある忍保パブリック公園については、町民の貴重なレクリエーションの場であり、地域のシンボリックな公園として、公園機能の適切な維持・更新に努めます。また、公園へのアクセス性の向上を図るため、アクセス道路の拡幅や整備について検討します。
- ・寺社境内などに設置された児童遊園については、地域の協力の下、今後も適切に維持管理を図ります。

ウ) 河川・水辺等

- ・烏川沿岸については、貴重な自然資源として保全を図ります。
- ・忍保川や御陣場川においては、治水対策と同時に多自然川づくりや桜並木などの緑化による水辺環境づくりを通じて、地域の憩いの場としての利用を検討します。

エ) その他都市施設

【排水処理施設】

- ・公共下水道事業の認可区域については、地区の実情を踏まえて段階的な整備を推進します。
- ・公共下水道の対象外となっている地域では、合併処理浄化槽の整備を図ります。

【コミュニティ・教育施設】

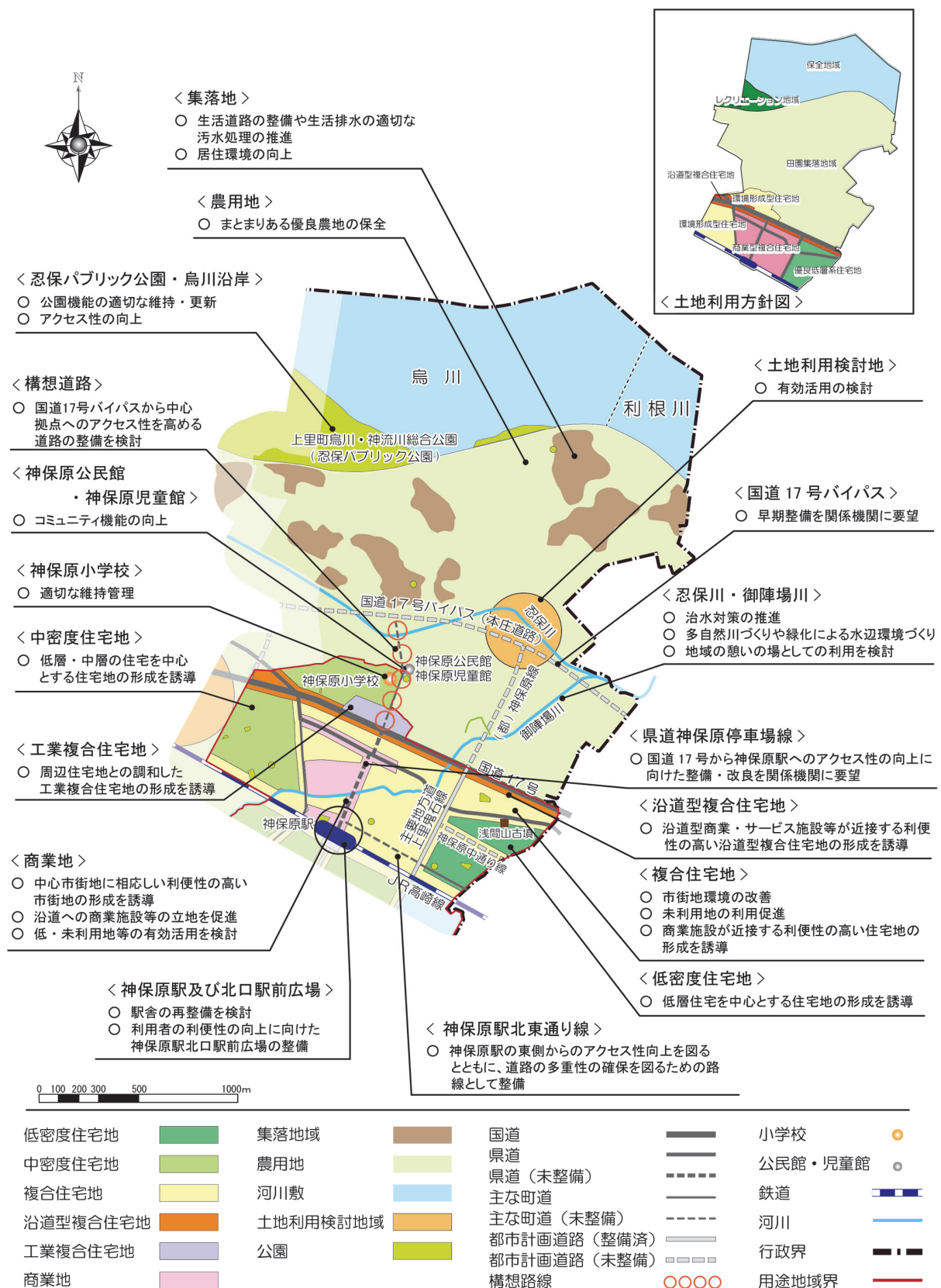
- ・神保原公民館、神保原児童館などについては、適切に維持・管理を行うとともに、地域コミュニティの拠点となるよう機能の向上に努めます。
- ・神保原小学校などの教育施設等については、適切な維持管理に努めます。
- ・神保原公民館周辺道路や通学路では、歩行者の安全性の確保・向上のため、歩道の整備やガードレールの設置などを進めます。

③ 安全・安心の都市づくり方針

- ・災害に対する備えとして、本地域の指定避難所として定められている神保原小学校、神保原公民館、神保原児童館については、指定避難所としての機能充実、安全性の向上に努めます。
- ・南部の市街地や北部に点在する集落地内については、夜間における歩行者の安全性の向上や防犯対策の一環として、地域の協力の下、防犯灯の設置を進めます。

④ 都市景観の形成方針

- ・北部の田園集落の景観の保全に努めます。
- ・旧中山道の歴史的遺構（標柱、石碑など）や浅間山古墳については、地域固有の貴重な資源として保全に努めます。
- ・神保原駅前及び駅前通りなどシンボリックなエリアについては、統一感のある街並みの誘導や、空き地等を活用した緑化などにより、良好な市街地景観の形成を目指します。



※現在道路があるところでも、今後の拡幅などが予定されている場合は“未整備”として整理しています。

図表 21 神保原地域整備方針図

2. 上里東地域

(1) 地域の概要

本地域は、町の東部に位置し、地域の大部分は用途地域に指定されており、東部では本庄市と連担した土地利用形態がみられます。地域北部には、J R 高崎線の神保原駅が立地しており、駅の南側に神保原駅南土地区画整理事業により整備された新市街地が広がっています。

南西部と南部には農地・集落地が広がっています。

地域内には、上里町役場を中心として、上里町総合文化センター（ワープ上里）、中央公民館、図書館・郷土資料館等の多くの公共施設が立地しており、本町の中心地としての役割を担っています。



図表 22 上里東地域概況図

(2) 地域の特性及び課題

① 土地利用に関する特性及び課題

- ・神保原駅南土地地区画整理事業の整備が完了し、都市基盤の整った良質な住宅地を形成しています。
- ・神保原駅南駅前広場及び都市計画道路 3・4・9 神保原駅南大通り線の沿道については、指定用途地域に見合った土地利用の促進が必要です。
- ・三軒地区の住居系用途地域内には、農地が多く残っており、宅地利用の促進が必要です。
- ・工業系用途地域内に多くの住宅が立地しており、住工混在による操業環境、居住環境の悪化が懸念されます。
- ・古新田地区においては、用途地域外で農業振興地域の指定がない地区となっており、相対的に開発しやすく、無秩序・無計画な宅地開発が進む可能性があることから、周辺の農業環境との調和に配慮した秩序ある土地利用誘導が必要です。

② 都市施設整備に関する特性及び課題

- ・町の玄関口となる神保原駅南駅前広場が整備されているものの、駅舎は線路を挟んだ北側に立地しており、鉄道を利用する際には高架橋を渡る必要があることから、神保原駅の利便性の向上が必要です。
- ・計画的な宅地開発が行われていない住宅地内の生活道路は、狭隘区間や不整形道路が残っており、歩道が確保されていない区間も多く、交通安全上危険な要因となっています。
- ・都市計画道路 3・4・13 古新田四ツ谷線については、未整備区間が残っており、必要に応じて見直しが必要です。
- ・市街地内には宅地開発に合わせて整備された小公園が見られますが、身近に公園が整備されていない地区もあることから、公園・広場等のオープンスペースの確保が必要です。
- ・地域内には上里町役場やコミュニティセンターなど多くの公共施設が立地しており、施設へのアクセス性及び利便性の向上が求められます。

③ その他都市環境等に関する特性及び課題

- ・用途地域外の農地を主体とする区域では、農地と集落地による農村景観が見られ、本町の郷土景観として保全が必要です。
- ・古くからの市街地形態が残されている住宅市街地においては、狭隘道路や不整形道路により災害復旧活動時に支障をきたす恐れがあります。

(3) 地域づくりの目標

本地域の特性及び課題を踏まえ、地域づくりの目標を以下の通りに掲げます。

- 利便性の高い中心拠点の形成
- 安全・安心の向上
- 良好な居住環境の創出

(4) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

ア) 優良低層系住宅地

【低密度住宅地】

- ・三田及び三軒地区の計画的に整備された住宅地については、地区計画により、低層住宅を中心とした良質な居住環境の維持に努めます。

イ) 環境形成型住宅地

【中密度住宅地】

- ・神保原駅南土地区画整理事業により計画的に整備された住宅地などについては、低層または中層の住宅が立地する住宅地の形成を誘導します。

【複合住宅地】

- ・上里東公民館・児童館周辺、西原会館周辺、三軒会館周辺の住宅地については、低・未利用地や農地の利用促進等により、住宅と商業・業務機能が近接する利便性の高い住宅地の形成を誘導します。
- ・神保原駅南駅前広場及び駅前通り（都市計画道路神保原駅南大通り線）沿道については、商業・業務機能の立地を誘導します。

【工業複合住宅地】

- ・準工業地域が指定されているエリアでは、住工混在型の市街地が形成されており、秩序ある市街地の形成に向けて、土地利用や施設立地の動向を勘案した上で、地区計画などによる適切な土地利用を誘導します。

ウ) 環境調和型工業団地

【工業地域】

- ・北東部及び南西部の工業地（工業地域）については、工業地としての土地利用を誘導するため、工場が操業し易い環境の保全に努めます。また、工業地全体にわたる緑化の促進や景観を考慮した環境整備により、周辺住宅地との調和に配慮した工業地を目指します。

工) 田園集落地域

【集落地域】

- ・地域内に点在する集落地については、生活道路の整備や生活排水の適切な污水处理を推進し、居住環境の向上に努めます。

【農用地】

- ・西部に広がる農用地については、まとまりのある優良農地として保全に努めます。

② 都市施設の整備方針

ア) 道路・交通体系

- ・市街地内の生活道路については、歩行者等の安全性を高めるため、地域住民の協力による狭隘区間の解消や歩道の設置、宅地開発等による不整形区間の解消に努めます。
- ・集落地内の狭隘道路については、歩行者等の安全性を高めるため、拡幅整備に努めます。
- ・都市計画道路 3・5・16 三田中通り線については、主要地方道藤岡本庄線とのアクセス性を高めるため整備を進めます。
- ・都市計画道路 3・4・13 古新田四ツ谷線については、交通需要や幹線道路網のあり方、当該道路に求める各種機能などを総合的に検討し、必要に応じて見直します。
- ・歩行空間の整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入に努めます。
- ・本町の市街地から上里スマートインターチェンジへのアクセス性を高める新たな道路の整備を検討します。
- ・神保原駅については、駅舎の再整備を関係機関と調整を図りつつ検討します。

イ) 公園・緑地

- ・集会所や寺社境内などに設置された児童遊園については、地域の協力の下、今後も適切に維持管理を図ります。
- ・神保原駅南土地区画整理事業区域内に計画されている街区公園については、地域住民のニーズを踏まえつつ、地域の憩いの場として整備を進めます。

ウ) 河川・水辺等

- ・御陣場川においては、治水対策と同時に多自然川づくりや桜並木などの緑化による水辺環境づくりを通じて、地域の憩いの場としての利用を検討します。

エ) その他都市施設

【排水処理施設】

- ・公共下水道事業については、地区の実情を踏まえて段階的な整備を推進していきます。
- ・公共下水道の対象外となっている地域では、合併処理浄化槽の整備を図ります。

【コミュニティ・教育施設】

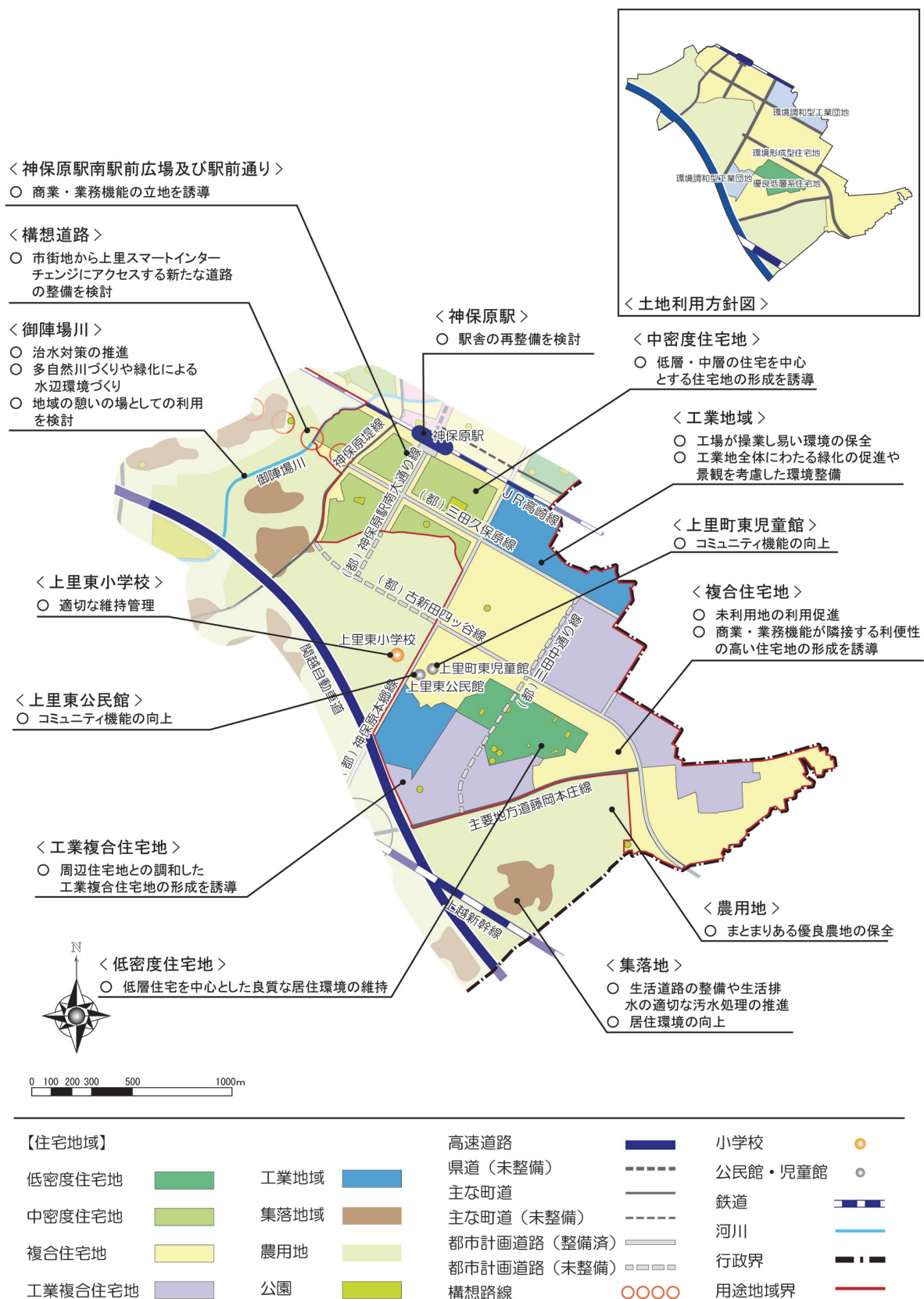
- ・上里東公民館、上里町東児童館などについては、適切に維持・管理を行うとともに、地域コミュニティの拠点となるよう機能の向上に努めます。
- ・上里東小学校などの教育施設等については、適切な維持管理に努めます。
- ・公民館周辺道路や通学路では、歩行者の安全性の確保・向上のため、歩道の整備やガードレールの設置などを進めます。

③ 安全・安心の都市づくり方針

- ・災害に対する備えとして、本地域の指定避難所として定められている上里東小学校、上里東公民館、上里町東児童館などについては、指定避難所としての機能充実、安全性の向上に努めます。
- ・市街地や集落地内については、夜間における歩行者の安全性の向上や防犯対策の一環として、地域の協力の下、防犯灯の設置を進めます。
- ・市街地部においては、雨水による浸水被害等を防ぐため排水対策の充実を検討します。

④ 都市景観の形成方針

- ・集落地周辺の農村景観の保全に努めます。
- ・神保原駅南駅前広場及び駅前広場にアクセスする都市計画道路 3・4・9 神保原駅南大通り線の周辺については、統一感のある街並みの誘導などにより、魅力的な都市景観の形成に努めます。



※現在道路があるところでも、今後の拡幅などが予定されている場合は“未整備”として整理しています。

図表 23 上里東地域整備方針図

3. 七本木地域

(1) 地域の概要

本地域は、町の南部に位置し、南部に児玉工業団地がみられる他は、地域の大部分が農地・集落地となっています。

農地・集落地の大部分は農業振興地域となっていますが、主要地方道藤岡本庄線沿道及び児玉工業団地周辺については農業振興地域の無指定地域となっています。



図表 24 七本木地域概況図

(2) 地域の特性及び課題

① 土地利用に関する特性及び課題

- ・地域の大部分が農業振興地域に指定されており、用途地域は児玉工業団地のみとなっています。
- ・主要地方道藤岡本庄線沿道及び児玉工業団地周辺については、用途地域外で農業振興地域の指定がない地区となっており、相対的に開発しやすく、無秩序・無計画な宅地開発が進む可能性があることから、周辺の農業環境との調和に配慮した秩序ある土地利用誘導が必要です。
- ・児玉工業団地については、本町の活力の維持・向上に向けて、工業需要に対応した用地拡大の検討が必要です。

② 都市施設整備に関する特性及び課題

- ・児玉工業団地の操業環境の向上に向けて、児玉工業団地と主要地方道藤岡本庄線のアクセス性の向上が必要です。
- ・地域内の生活道路は、狭隘区間や不整形道路が多くみられるとともに、歩道が確保されていない区間も多く、交通安全上危険な要因となっています。
- ・都市計画道路 3・3・10 上里中央通り線が地域北部から主要地方道藤岡本庄線まで計画されていますが、都市計画決定から長期間未整備となっており、必要に応じて見直しが必要です。

③ その他都市環境等に関する特性及び課題

- ・北部や南部の農地を主体とする区域では、農地と集落地による農村景観が見られ、町の郷土景観として保全が必要です。
- ・幹線道路以外の道路は、狭隘道路や不整形道路により災害復旧活動時に支障をきたす恐れがあります。

(3) 地域づくりの目標

本地域の特性及び課題を踏まえ、地域づくりの目標を以下の通りに掲げます。

- 利便性と快適性の質的向上
- 交通利便性の向上
- 良好な田園環境の保全

(4) 地域づくりの方針

① 土地利用の方針

ア) 環境形成型工業地

【工業地域】

- ・児玉工業団地については、工場の敷地内緑化を促進し、周辺の住宅地との調和に配慮した緑豊かな工業地の形成を誘導します。
- ・今後の工業需要に応じた工業地の拡大の可能性について検討します。

イ) 田園集落地域

【集落地域】

- ・用途地域外で農業振興地域の指定がない主要地方道藤岡本庄線の沿道は、無秩序・無計画な宅地化等を防止するため、適切な土地利用誘導方策を検討します。
- ・その他の集落地については、生活道路の整備や生活排水の適切な污水处理を推進し、居住環境の向上に努めます。

【農用地】

- ・農用地については、まとまりのある優良農地として保全に努めます。

② 都市施設の整備方針

ア) 道路・交通体系

- ・主要地方道藤岡本庄線と児玉工業団地とのアクセス強化を目指し、児玉工業団地アクセス道路（町道 126 号）の整備を進めます。
- ・集落地内の生活道路については、歩行者等の安全性を高めるため、地域住民の協力の下、狭隘区間の解消や歩道の設置に努めます。
- ・都市計画道路 3・3・10 上里中央通り線については、交通需要や幹線道路網のあり方、当該道路に求める各種機能などを総合的に検討し、必要に応じて見直します。
- ・歩行空間の整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入に努めます。

イ) 公園・緑地

- ・御陣場川の調節池とサッカー場の機能を持つ堤調節池運動公園は、春や秋にはイベントなどにも使われており、アクセス性の向上や案内看板の設置など、利用促進に向けて検討します。
- ・集会所や寺社境内などに設置された児童遊園については、地域の協力の下、今後も適切に維持管理を図ります。
- ・七本木児童公園は健やかな子育てが行えるよう、適切に整備します。

ウ) 河川・水辺等

- ・御陣場川においては、治水対策と同時に多自然川づくりや桜並木などの緑化による水辺環境づくりを通じて、地域の憩いの場としての利用を検討します。

工) その他都市施設

【排水処理施設】

- ・公共下水道の対象外となっている地域では、合併処理浄化槽の整備を図ります。

【コミュニティ・教育施設】

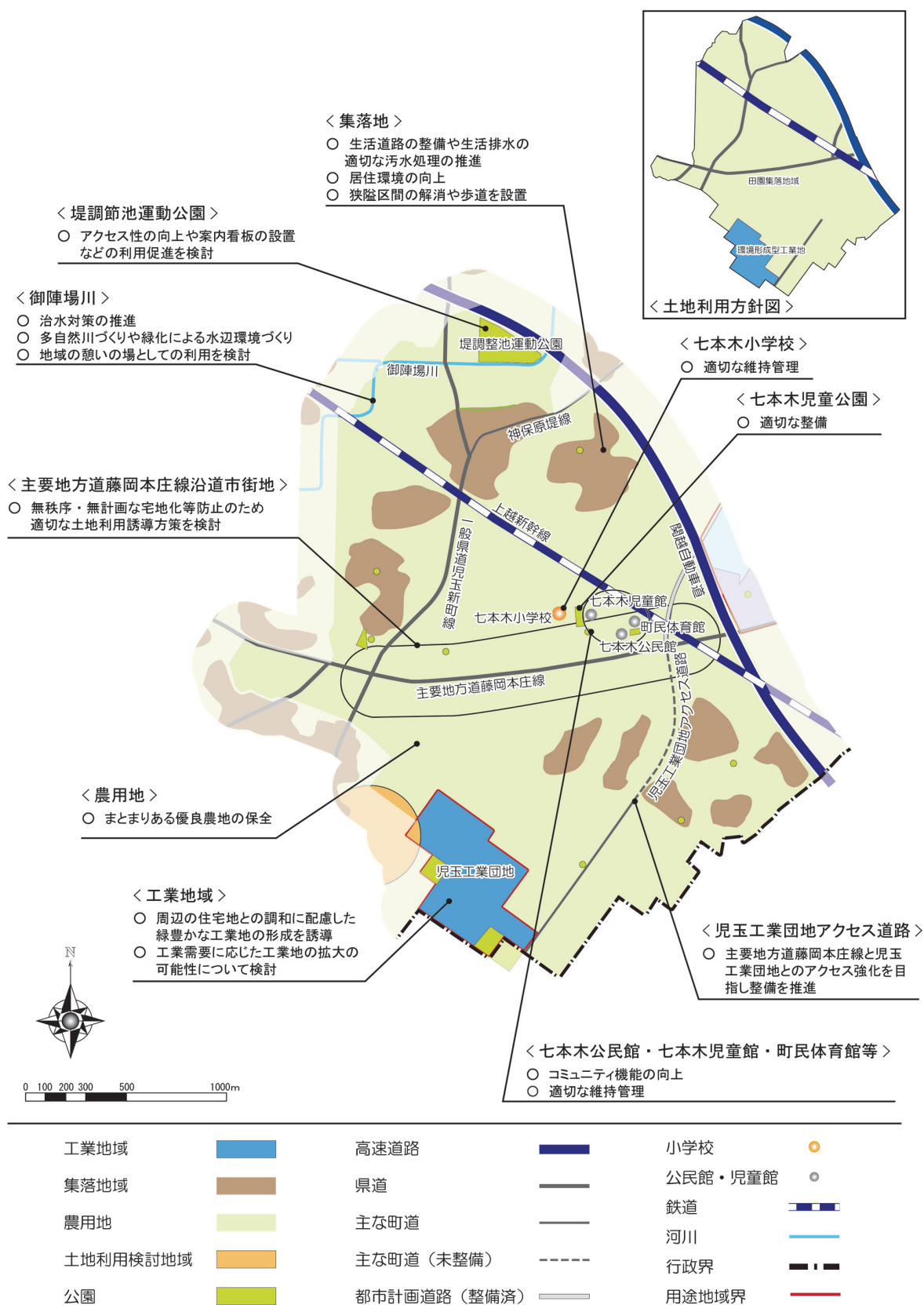
- ・七本木公民館、七本木児童館や町民体育館などについては、適切に維持・管理を行うとともに、地域コミュニティの拠点となるよう機能の向上に努めます。
- ・七本木小学校などの教育施設等については、適切な維持管理に努めます。
- ・公民館周辺道路や通学路では、歩行者の安全性の確保・向上のため、歩道の整備やガードレールの設置などを進めます。

③ 安全・安心の都市づくり方針

- ・災害に対する備えとして、本地域の指定避難所として定められている七本木小学校、七本木公民館、七本木児童館などについては、指定避難所としての機能充実、安全性の向上に努めます。
- ・集落地内については、夜間における歩行者の安全性の向上や防犯対策の一環として、地域の協力の下、防犯灯の設置を進めます。
- ・市街地部においては、雨水による浸水被害等を防ぐため排水対策の充実を検討します。

④ 都市景観の形成方針

- ・集落地周辺の農村景観の保全に努めます。



※現在道路があるところでも、今後の拡幅などが予定されている場合は“未整備”として整理しています。